

No.53	<b>養護老人ホーム</b>
<b>1 入所要件</b>	原則として 65 歳以上の人で、次の(1)及び(2)に該当し、居宅において養護を受けることが困難な方（入院加療を必要としないこと） (1) 環境上の事情 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難である場合 (2) 経済的事情 低所得（市民税所得割非課税）世帯の高齢者
<b>2 利用料</b>	入所者および扶養義務者から負担能力に応じて徴収
<b>3 施設数</b>	市内 6 か所（定員 498 人）（令和 7 年 4 月 1 日現在）
窓口	各区 高齢・障害支援課【2・3ページ】

No.54	<b>軽費老人ホーム（A型）</b> <b>軽費老人ホーム（ケアハウス）</b>
<p><b>1 入所要件</b></p> <p>(1) 原則 60 歳以上の人（夫婦入所の場合どちらか一方が 60 歳以上）</p> <p>(2) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人</p> <p><b>2 施設数</b></p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 市内 5 か所（定員 250 人）（令和 7 年 4 月 1 日現在）</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 市内 6 か所（定員 395 人）（令和 7 年 4 月 1 日現在）</p> <p><b>3 施設概要</b></p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 居室：一人部屋 食事：給食（3 食） 入浴：2 日に 1 回以上 生活：各種行事、クラブ活動などを実施</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 居室：一人部屋 夫婦部屋 食事：給食（3 食） 入浴：2 日に 1 回以上 生活：各種行事、クラブ活動などを実施</p> <p><b>4 自分ですること</b> 居室清掃、洗濯、買い物など身の回りのこと</p> <p><b>5 要介護状態になった場合</b> 介護保険の居宅サービス利用、特別養護老人ホーム等への転所、家庭復帰等</p> <p><b>6 利用料：次の合算額（令和 7 年 4 月 1 日現在）</b></p> <p>(1) 軽費老人ホーム（A型） 生活費：57,114 円／月 冬期加算：2,183 円（11 月～3 月） サービスの提供に要する費用（事務費）：一部負担別表のとおり（8,600～143,208 円） 居室に係る光熱水費：実費 その他：入所者が選定する特別なサービスの提供を受けたことに伴い必要となる費用</p> <p>(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス） 生活費：48,764 円／月 冬期加算：2,183 円（11 月～3 月） サービスの提供に要する費用（事務費）：一部負担別表のとおり（10,000～161,616 円） 居室に係る光熱水費：実費 居住に要する費用（管理費）：500 万円～1,650 万円程度 その他：入所者が選定する特別なサービスの提供を受けたことに伴い必要となる費用</p>	
窓 口	各施設

(別表)

## 軽費老人ホーム（A型）事務費一部負担（月額）

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円～3,400,000円	117,000円
21	3,400,001円以上	全 額

- (注1) 別表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の「対象収入について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老計発第0124001号）の第2の1の(1)「前年の対象収入の取扱い」、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取り扱うこと。
- (注3) 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。  
ただし、その額が、当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。
- (注4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助を行うこと。

(別表) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 事務費一部負担(月額)

	対象収入による階層区分	本人からの事務費徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000
17	3,000,001円～3,100,000円	92,000
18	3,100,001円以上	全額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取り扱うこと。

(注3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。  
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの費用徴収月額については、上記表の額から30%を減額した額を本人からの事務費徴収額とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況であるものについては、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

**No.55 地域ケアプラザ整備運営事業**

市民の誰もが、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、身近な場所で相談や福祉・保健サービスを提供するとともに、地域の福祉・保健活動や交流のための拠点施設として、地域ケアプラザの整備と運営を進めています。

また、すべての地域ケアプラザと特別養護老人ホーム（1か所）に、介護保険制度の中に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等や介護予防ケアプランの作成等を行います。

**1 施設の機能**

- (1) 地域のボランティア等の活動・交流
- (2) 福祉・保健に関する相談・助言・調整
- (3) 福祉・保健サービス（一部施設を除く）  
例）高齢者デイサービス（健康状態の確認、入浴、食事、機能訓練、送迎）
- (4) 要介護の認定を受けた方のケアプランの作成
- (5) 要支援の認定を受けた方等の介護予防ケアプランの作成
- (6) 支援困難な人への対応や関係機関とのネットワーク構築など

**2 施設の利用**

- (1) 開館時間  
9時～21時（日曜日・祝日等は17時まで）  
※月～土曜日の午後6時以降については、事前に利用予約のない日に閉館している場合があります。  
詳細は、各地域ケアプラザへお問い合わせください。
- (2) 休館日  
施設点検日（月1回）及び年末年始
- (3) 相談時間  
月曜日から土曜日まで：午前9時から午後6時まで  
日曜日、祝日：午前9時から午後5時まで  
※休館日を除く  
・上記以外の時間帯は、相談電話は相談専用コールセンターに転送し、対応します。  
・来所相談をされる際は、あらかじめお電話等でご連絡のうえお越してください。
- (4) 利用  
ア 福祉保健活動に関する貸室の使用は原則無料（それ以外の使用は有料）  
イ 福祉・保健に関する相談・助言・調整は無料  
ウ 福祉・保健サービスの利用、ケアプランの作成等に当たっては、事前に当該施設にご相談ください

**3 施設数**

市内146か所※（令和7年4月1日現在）

※地域包括支援センターは特別養護老人ホーム併設地域包括支援センター（1か所）を含む147か所

**No.56 脳卒中・神経脊椎センター運営事業**

脳血管疾患を中心とする循環器疾患、神経疾患、運動器（脊椎脊髄、膝関節）疾患において、早期治療と一貫したリハビリテーションを行うことにより、後遺症を最小限に抑制して寝たきりを防止するなど、患者さんと家族の生活の質の向上を図ります。また、在宅や施設等での療養中に病状が急変した患者さんの受け入れにも対応しています。

**1 所在地**

横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号 TEL 753-2500

**2 診療科**

脳神経内科・脳神経外科・整形外科・リハビリテーション科・循環器内科・総合診療科・放射線科・麻酔科

**3 救急**

脳血管疾患を始めとする救急患者さんを24時間365日受け入れます。

**4 外来**

地域医療機関からの紹介・予約外来制を基本としています。

**5 病床数**

300床

**6 併設施設**

介護老人保健施設（定員80人）

窓口 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 電話 753-2500 F A X 753-2859